

那珂市障がい者プラン（案）

第1部：障がい者計画

【平成30年度～平成35年度】

第2部：第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

那 珂 市

◇本プラン中で用いる「障害」の表記については、法令及び制度、固有
名詞等を除き、「障がい」を用いています。

◇本プラン中で用いる元号については、新たな元号が決定していないた
め、平成31年度（2019年）以降も「平成」を用いています。

目 次

序章 計画の考え方

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ～障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象者
- 6 障がい者等の計画策定への参加

第1部 障がい者計画

- 第1章 現状と目標
 - 第1節 障がい者等をめぐる現状
 - 1 障がい者等の現状
 - 2 障がい者等のための施策の現状
 - 第2節 計画の理念と施策の体系
 - 1 計画の理念
 - 2 基本視点
 - 3 計画の基本目標と施策
 - 4 施策の体系
- 第2章 施策の展開
 - 基本目標1 保健・医療の充実
 - 基本目標2 地域生活支援の充実
 - 基本目標3 教育・育成の推進
 - 基本目標4 雇用・就労の支援
 - 基本目標5 社会参加の促進
 - 基本目標6 住みよいまちづくり
- 第3章 重点事業と計画の推進
 - 第1節 ライフステージ別重点事業
 - 第2節 計画の推進
 - 1 計画の推進体制
 - 2 事業の評価
 - 3 基本目標の評価

第2部 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	1
第1節 障害者総合支援法・児童福祉法の改正	2
第2節 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定	3
第3節 障害福祉サービス等の体系	4
第2章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標	5
第1節 障害福祉サービス・障がい児通所支援等の成果目標	6
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3 地域生活支援拠点等の整備	9
4 福祉施設から一般就労への移行等	10
5 障がい児支援の提供体制の整備等	11
第3章 各サービスの見込量	12
第1節 障害福祉サービスに関する見込量	13
1 訪問系サービス	14
2 日中活動系サービス	15
3 居住系サービス	16
4 相談支援	17
第2節 地域生活支援事業に関する見込量	18
1 相談支援事業	19
2 成年後見制度利用支援事業	20
3 意思疎通支援事業	21
4 日常生活用具給付等事業	22
5 移動支援事業	23
6 地域活動支援センター事業	24
7 訪問入浴サービス事業	25
8 巡回専門員派遣事業	26
9 自動車運転免許取得費、改造費助成事業	27
10 日中一時支援事業	28
11 障がい者虐待防止対策事業	29
12 更生訓練費給付事業	30
第3節 障害児通所支援等に関する見込量	31
第4章 計画の達成状況の点検及び評価	32
計画の進行管理	33

資料編

- 那珂市障がい者プラン策定体制
- 計画策定のスケジュール
- 那珂市障がい者プラン推進委員会設置要項
- 那珂市障がい者プラン推進ワーキングチーム設置要項

序章 計画の考え方

1 計画策定の背景

《国の動向》

国では、平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備を始めとする障がい者施策の集中的な改革を進めてきました。この流れの中で、平成 23 年 7 月には障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法（昭和 45 年制定・平成 5 年に現在の法律名に改正）」の抜本的な改正^{*1}が行われ、①障がい者の基本的人権、②障がい者の定義として「社会的障壁^{*2}」により障がいが生み出されること、③社会的障壁の除去に当たって「必要かつ合理的な配慮^{*3}」がされなければならないこと、④「合理的配慮」を行わないことは差別に当たること、等が明記されました。

また、平成 24 年 10 月には長年の懸案であった「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されるとともに、平成 25 年 4 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

さらに、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、同年 2 月に効力が発生したことに伴い、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国、地方公共団体及び事業者を対象として、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当たること等が明記されました。また、平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」（一部は平成 30 年 4 月施行）も施行されています。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられました。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

《県の動向》

県では、平成 27 年 3 月に障がい者施策の基本となる「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」を策定し、「ノーマライゼーション^{※4}」と「完全参加」を基本理念として施策の総合的な推進に取り組んでいます。

障がい者の雇用、就労関連では、平成 27 年 6 月に「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」における福祉的就労の促進のための実施計画として位置づけた「茨城県工賃向上計画」を策定しています。

公共的施設等の整備では、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成 8 年）」により、障がい者を含むすべての人が安心して快適にらせるまちづくりを行っています。

また、他人へのおもいやりに満ちた社会の形成を提唱する「いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成 19 年）」の基本理念に基づき、平成 23 年 10 月より「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を導入し、車いす用駐車スペースが適正に利用されるよう、意識の啓発を図っています。

平成 27 年 4 月には、「障害者差別解消法」の施行に先立ち、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、すべての県民は、障がい者が地域の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援し、障がい者についての理解を深め、差別の解消に努めることなどが規定されています。

※1 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成 23 年 7 月成立）

※2 「社会的障壁」の定義は、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの、とされた。

※3 いわゆる「合理的配慮」とは、「障害者権利条約」における概念であり、第 2 条の定義をもとに解釈すると、《障がいから発生する問題の解決を障がい者個人の自助努力に求めるのではなく、社会的な環境を適切な変更や調整をすることで解決すること。そして、それは過大な負担でない限り、社会に対して当然求められるもの》となる。障がいのない人に当たり前に保障されている権利を障がい者にも平等に保障する基本的人権の行使である。

※4 ノーマライゼーション：障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

2 計画策定の趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に「那珂市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策の充実を図ってきました。その後「那珂市障がい者プラン」は、平成 27 年 3 月の「第 4 期障がい福祉計画」の策定に伴い、「障がい者計画」部分についても見直しを実施し、当初平成 28 年度までとしていた計画期間を平成 29 年度までとしました。

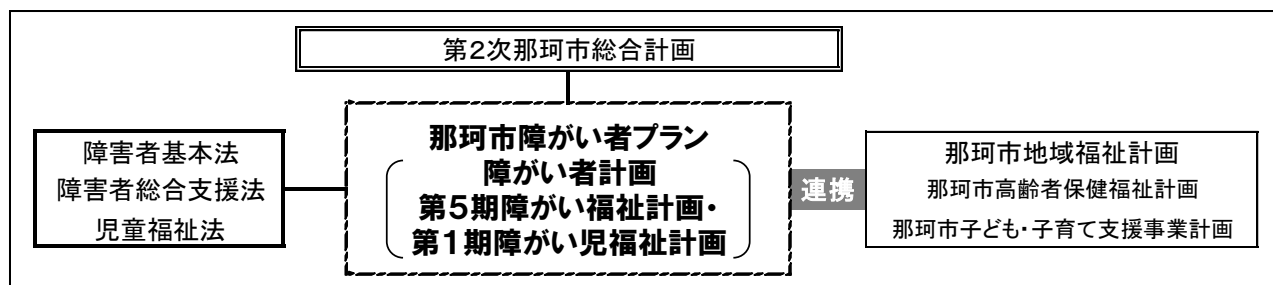
この度の「那珂市障がい者プラン」は、平成 27 年 3 月に改訂したプランの年次の点検・評価の結果を踏まえ、現在の障がい者施策の内容や各種計画の見直しを行うとともに、市の障がい者支援施策をよりいっそう計画的に推進していくために、平成 35 年度まで（第 2 部：第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画は平成 32 年度まで）を計画年度として策定するものです。

3 計画の位置づけ ～障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画

本プランでは、「第 1 部：障がい者計画」を障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めています。

「第 2 部：第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」及び、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児計画」として位置づけられます。「市町村障害福祉計画」では、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する方策等を定め、「市町村障害児計画」では、障がい児通所支援等の提供体制の確保や障がい児通所支援等の円滑な実施等について定めています。

また、本市における行政運営の基本となる「第 2 次那珂市総合計画（第 3 章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり）施策 3 障がい者が地域社会で安心して暮らせる環境を整える）」及び「第 2 次那珂市地域福祉計画」等の上位・関連計画との整合・連携を図り、障がい者施策の基本的な計画として、本プランを位置づけます。



4 計画の期間

新たな「那珂市障がい者プラン」について、「第1部：障がい者計画」に当たる部分は、平成30年度～平成35年度の6年間を計画期間とし、「第2部：第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」にあたる部分については、平成30年度から平成32年度の3年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や法制度の変更などにより、必要に応じて「第1部：障がい者計画」についても見直しを行います。

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
第2次那珂市総合計画	基本構想									
	前期計画					後期計画				
那珂市障がい者プラン	障がい者計画						次期障がい者プラン			
	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画						
	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画						

5 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条、障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条2項に規定する「障害者」及び「障害児」とします。具体的には、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加えて、難病、高次脳機能障がい、発達障がい等の障がいのある方です。

また、障がいのない市民や市内の事業者等についても、障がい者理解の啓発や、障がい者支援施策等の促進を図るための対象となることから、広義では本計画の対象に含まれます。

6 障がい者等の計画策定への参加

本プランの策定に当たる推進委員会の委員を障がい者団体を含めた福祉関係団体の代表者に委嘱することに加え、策定に先立ち、障がいのある市民及び障がいのない市民に対してアンケート調査を実施しました。

また、地域自立支援協議会^{※5}と障がい者差別解消支援地域協議会^{※6}に意見を求めるとともに、パブリック・コメントの実施など、障がい者を含め、広く市民の意見、要望が反映されるように努めました。

◆アンケート調査の概要

調査は、郵送方式により平成 29 年 8 月 25 日から平成 29 年 9 月 8 日までを回収期間として実施しました。

<アンケート集計結果>

区分	配付数(人)	回答数(人)	回収率(%)
障がいのある市民	1,200	539	44.92
身体障害者手帳所持者	850	406	47.76
療育手帳所持者	200	73	36.50
精神障害者保健福祉手帳所持者	150	60	40.00
障がいのない市民	550	186	33.82
計	1,750	725	41.43

※5 地域自立支援協議会：障害者総合支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。「障害福祉計画」の策定に当たっては、その意見を聴くよう努めることとされている。

※6 障がい者差別解消支援地域協議会：障害者差別解消法の施行に伴い、同法第 17 条第 1 項の規定により地方公共団体において組織することができることとされている協議会。地域における関係機関等のネットワークを構築し、障がい者差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障がい者差別解消に関する様々な課題について協議することを役割とする。